

平成 30 年 1 月 22 日  
サッポロビール健康保険組合

「医療費控除申告」（確定申告）での医療費データ使用について

サッポロビール健康保険組合では、健康保険組合ホームページの「教えて医療費」（医療費データ）画面から、毎月、みなさんが支払った医療費と健康保険組合が支払った療養費を確認いただけるサービスを実施しています。

本年の確定申告から、健康保険組合の医療費データを使用して確定申告をすることができるようになりましたが、

- (1) 医療機関から各健康保険組合への医療費請求は2ヶ月以上の時間がかかるので、前年12月の医療費データは、2月中旬の確定申告時までにお知らせできない事。
- (2) 健康保険組合の医療費データの計算方法は、「みなさんが支払った医療費＝総医療費×30%」（1円単位）で計算していますが、実際に病院でみなさんが支払う医療費は1円単位を繰り上げるため、お知らせしている医療費データと実際に支払った医療費が異なる事。
- (3) 市区町村独自の医療費助成制度（乳児医療・重度障害・ひとり親制度等）を利用した場合、市区町村からの補助等すべてを健康保険組合の医療費データに反映できていない場合がある事。

以上から、健康保険組合ホームページの「教えて医療費」のデータをそのまま確定申告には利用できません。

医療費控除の確定申告をされる方は、従前とおりの「領収書」を添付のうえ申告していただき、健康保険組合ホームページの「教えて医療費」のデータは、その際の「参考」として利用ください。

以上